

提供日 2022/03/31
タイトル 民間団体等が実施する自殺対策事業への補助金申請受付を開始します
担当 健康福祉部 障害者支援局障害福祉課
連絡先 精神保健福祉班
TEL 054-221-2920



民間団体等が実施する自殺対策事業への補助金申請受付を開始します

自殺によって多くの県民の尊い命が失われている深刻な事態を受け止め、自ら命を絶たれる方が一人でも少なくなるよう、県内の民間団体等が実施する自殺対策のための活動を公募し、自殺対策の効果が期待でき実現性の高い事業に対して、「地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱」に基づく補助事業として補助金を交付します。

<地域自殺対策強化事業費補助金>

1 事業概要

事業名 (補助金交付要綱別表の区分)	事業内容	対象経費	1団体限度額 (団体数) (補助率)	実施期間
人材養成事業 (3人材養成事業)	民間団体等が実施するゲートキーパー養成事業等、人材養成事業への補助	事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、負担金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。	500千円 (×4団体) (補助率1/2)	交付決定日から令和5年3月31日まで
若年層対策事業 (7若年層対策事業)	若年層(40歳未満)に対する、心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援となる事業	事業の実施に要する経費のうち、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、負担金。ただし、恒常的職員等に係る人件費等の経常的な経費を除く。	500千円 (×4団体) (補助率2/3)	交付決定日から令和5年3月31日まで

2 申請受付

期間:令和4年4月1日(金)~令和4年6月30日(木)

※予算の範囲内での実施となるため、応募どおりの額とならない場合がある。

方法:持参、郵送又は電子メール

3 応募書提出先・問合せ先

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL:054-221-2435 FAX 054-221-3267

E-mail: seisin@pref.shizuoka.lg.jp

URL: <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-330/seishin/katuyo/jisatsuyobou26.html>